

反障害通信

25. 10. 18

182 号

戦後〇十年談話は、なぜ繰り返し出されるのか？

石破首相が戦後八十年談話を出そうとして、結局、自民党内の反対の中で、結局閣議決定のない「所感」という形になったようです。

インターネットの情報番組の中で、「そもそも十年毎に「談話」なるものが出されていることは他国にはない」という話が出ていました。事の真偽は確かめてはいないのですが、なぜ、こんなことがなされているのでしょうか？

なぜ、繰り返し出されるのか？

最初の「戦後 50 年村山談話」は、自社さ政権という連立政権のしぼりはあったにせよ、それなりの完成された談話だったのです。連立政権の祭り上げられた（このこと自体の問題はここではコメントしません）社会党の党首が首相の時でしたから、戦後ほとんど政権を担った自民党政権が、それを上書きするという意味で、パフォーマンス的に「戦後 60 年小泉談話」が出されたと理解出来ます。ですが、そもそも、首相の地位にあるひとの談話だけでなく、官房長官談話とかも出ています。これは、そもそも「村山談話」の「反省と謝罪」を政権与党たる自民党がきちんと受け入れず、のみならず、党内からそれをリセットする発言が繰り返し出ていたからです。それは、過去の戦争と植民地支配の歴史を肯定化するような発言や、「良いこともあった」とかの話も出ていて、それが右派の一般議員のみならず、自民党役員（麻生太郎当時副総理・副総裁）からも出ていたのです。そして、一部野党を捲き込んだ靖国集団参拝なども、過去の「反省と謝罪」をリセットすることだったのです。ですから、口だけ・表面的だけでも、謝罪の言葉を繰り返さざるを得ないのです。

反省なき謝罪

そもそも、これは過去の戦争と植民地支配の反省が、政権与党たる自民党の中できちんと合意形成されていないという問題です。安倍政権の時に、道德の教科化がなされましたが、「そもそも謝罪とは何か」という小学生で学ぶようなことが、自民党の政治家たちが理解出来ていないのです。自民党の今回高市総裁の下で、役員になった新藤議員が以前テレビで、「自民党内ではいつまで謝ればいいんだ、という意見がある」ということを言っていました。そのうち、自分の意見としてそれを言っていたのです。例えば、車や飛行機で事故を起こして遺族へ謝罪しているときに、こんな発言をしたらアウトです。それまでの謝罪のリセットどころか、新たな大事件です。

謝罪は反省の下で始めて機能するのです。いくら謝罪を繰り返しても、本心で謝罪していない、すなわち反省していないと謝罪にはならないのです。政治家たちは、パフォーマンスとしての謝罪が得意です。時にはパフォーマンスで土下座などをしたりするひともいるのです。

基本的な「道徳」もない政治家たちが政治を担い、しかも政権与党を担っているという悲喜劇なのです。

最悪の「安倍談話」

今回、石破談話が出る・出ないという議論の中で、過去の談話の話が出て、その中で、「安倍談話も評価できる面がある」というとんでもない意見が出ていました。わたしは既に、安倍談話批判を書いてますが(註)、政治家は自分が思ってもいないことを発言したり、平気で嘘をつける(安倍元首相が 118 回の虚偽答弁をしたことが記録されています)、およそ自分で文書を書かないで(したがって、反省などしないで)、他者に書かせた文を読み上げているだけということができるのです。

そもそも、「安倍談話が評価できる」とか言えるひとは、論理的発想をしないひとか、話の脈絡を押さえ損なっているのです。

わたしは手話を勉強しているときに、ある読み間違いの有名なエピソードの話を知りました。ある日本手話話者が「手話は聴者が教えるのが良い」とかという(日本手話話者には手話はろう者の言語だから教えるのはろう者が良いに決まっているということに反する)話をした、とかいう話を伝え知った別の日本手話話者が、「一体どうしてそんな話をしたのか」と本人に問い合わせたのだそうです。そうしたら、日本手話には「非手指表現」(手や指の動きだけでない表現)というのがあるのですが、それで、「手話は聴者が教えるのが良い」を手指で表現した後に、首を左右に振って(これは聴者にもジェスチャーとして通じます)否定の意を表したのに、通訳者が読み落とし、それを手話初心者の聴者が伝えたという顛末だったのです。

まさに、安倍談話はこういう類いの話なのです。政権で繰り返し形だけの「謝罪と反省」と繰り返し、それを党内の「不規則発言」や靖国参拝でリセットしたことと同じなのです。安倍談話の本音は、「日本では、戦後生まれの世代が今や人口の 8 割を超えています。あの戦争には何ら関わりのない私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。しかし、それでもなお私たち日本人は世代を超えて、過去の歴史に真正面から向き合わなければなりません。」というところにあり、「若者世代に反省を引き継がせない」ということが核心なのです。それを表面的には否定する文言が続いていますが、これは前述した極右政治家新藤議員の「いつまで謝ればいいんだ」という過去の「反省と謝罪」のリセットなのです。

そのようなことも読み取れないで、政治評論家とかジャーナリストとか学者とか自称するひとがいる悲喜劇をどうとらえればいいのか？

そもそも政治家の発言の嘘と真実をとらえる観点が民衆の側に必要なのです。そのような思いで民衆のひとりの念いとしてこの文を書きました。

(註) 「アベ談話批判」

https://771033e8-ab2b-4e5b-9092-62a66fd59591.filesusr.com/ugd/6a934e_456e935796f649c69042dd0690c1cfac.pdf

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

I. ジャンル分け文→F. 状況への発言・(a)アベ政治批判・「通信」巻頭言+α
<https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3/e-1>

(「反差別原論」への断章) (110) としても)

読書メモ

連載中の「廣松ノート (8)」の『存在と意味2』の8・9回目。

たわしの読書メモ・・ブログ 715 「廣松ノート (8)」

・廣松渉『存在と意味2—事的世界観の定礎』岩波書店 1993 (8)

第一篇 用在的世界の四肢構造

第三章 用在的世界の四肢的相互媒介の構制

第一節 財態的二肢制の構制

(この節の問題設定—長い標題)「用在的財態の二肢的契機たる「實在的所与」と「意義的価値」とは、それぞれが自存するものではなく、関係態の“項”なのであるが、前者が後者「として」能為の主体(これは能知・能情・能意・能動的な主体)に対妥当(「ゲーゲングルテン」のルビ)する関係性をわれわれは「興発性の等値化的統一」と呼ぶ。——第一巻で叙べた「等値化的統一」すなわち「認知性の等値化的統一」は、所与がそれ以上の或るものとして現前する如実相から実践的関心性を捨象せる認知的関心性の構えで、認知相を“射映的に截撮(「きりと」のルビ)った構制”であって、「興発性の等値化的統一」の謂うなれば構造内の契機に位する。——實在的所与が意義的価値として能為主体に対妥当する「興発性の等値化的統一」は根源的な徴号的結合であって、この徴号的結合の両項という視角で把えるときには「實在的所与」を「能起」、「意義的価値」を「所起」と呼ぶことにする。」

144P

第一段落——単なる「能記—所記」的な象徴的結合より“以上”の「能起—所起」的な(情動興起性・行動誘発性の)徴号的結合 144-52P

(対話①)「財態における二肢的契機たる「實在的所与」と「意義的価値」との「として」結合、すなわち、「興発性の等値化的統一」といっても、認知相に即して把える限りでは、第一巻(第一篇第三章第一節)で叙べた「(認知性の)等値化的統一」の構制になっている。——認知相で把える限りでは、意義性の契機が唯単なる意味的所識ならざる価値的所識である点で財態は所知一般から種差的に区別されるにせよ、等値化的統一の構制それ自体が相違するわけではない。従って、認知相に関する限り、「興発性の等値化的統一」と雖(いえど)も第一章で説述した等値化的統一の構制に尽きる。——とはいえ、認知的関心性の構えで、“射映的に截撮(「きりと」のルビ)った構制”は捨象に由る過少化を免れておらず、以って「興発性の等値化的統一」における「として」結合は、単なる象徴的結合(「シンボレイン」のルビ)よりも“豊か”である。それは単なる「能記—所記」的な象徴的結合より“以上”の「能起—所起」的な(情動興起性・行動誘発性の)徴号的結合なのである。」 144-5P
(対話②)「爰では、等値化的統一の構制それ自体については再唱することを罷め、第一巻に

おける当該叙説の想起を求めるに止めよう。——想起の手掛りを供する含みで念のために摘記すれば、現相的所与と意味的所識との「として」結合、すなわち「(認知性の)等値化的統一」「象徴的結合」はレアールな形象(「ゲビルデ」のルビ)どうしのレアールな結合ではなく、レアールな契機とイデアールな契機との“結合”であり、敢えて言えばイルレアールな結合である。それはレアールには結合ならざる“結合”である。レアールな所与とは別にイデアールな所識が在るわけではないが、さりとて、レアールな現相的所与が自己同一性の埒に自閉することなく、唯単なる自己(「それ」のルビ)以上・以外の或るもの＝イデアールな意味的所識性において能知に現前＝対妥当するのであるから、そこには二項分裂的(zwiespaltig)な相「異」性の意識が存する。と同時に、当の「相異的」分裂は現実的な分裂ならざるかぎり「同」一性を保持したままである。……「等値化的統一」「として」は、意味的所識の現相的所与からの「異一化」的顕出、「区一別」的(「ひ」のルビ)——此(「し」のルビ)的な分裂でありつつ、この「異」のうえに立つ両項を却って「同立」し、両項の異＝同的な関係性を、所与の“無地＝化”にともなう、謂わば当体の同一性の相で“図一化”するとき「異と同との統一態」、このような状相で能知的主体に対妥当する「イルレアール＝イデアールな統一性」である、云々。(右の再録文中に謂う「イデアールな契機」が、財態の場合、単なる「意味的所識」(註)ならざる「意義的価値」になる。)尚、「として」(「アルス」のルビ)の“als”は、示差的区別性における anders als の“als”であり且つ同時に亦 als etwas gelten の“als”である、ということも許されよう。(この点を含めて、「として」については、別著『メルロ＝ポンティ』岩波書店、一九八三年刊、二五四頁以下をも参看されたい。)——此处でいま説明を要するのは、「興発性の等値化的統一」が「認知性の等値化的統一」より“以上”、「象徴的結合」よりも“豊か”である所以の「徴号的結合」性についてである。」145-6P

(註)原文は「意味的所識」となっていて、後ろの「」に対する前の「」がありません。落丁と思われます。

(対話③)「これを説明するにはいわゆる条件反射を挿絵(「イラスト」のルビ)風に持出すと論点が見え易くなることかと念う。——第一巻においても「等値化的統一」を「生理学的に基礎づける存念は毛頭ない」ことを断ったうえで、しかし、「これをいわゆる“生理学的機制”と対応づけてイラストレイトすることはできる」として、反射(無条件的 ないし／および 条件的な反射)を云々し、次のように誌したのであった。「象徴的結合」は「一定の分化的埒内で、“射映的”相違の幅をもつ“条件づける刺戟”と“その惹起する汎化的同一反応”との統合態」に照応するということもできるのであって云々。この命題それ自身は維持されうる。だがしかし、“条件づける刺戟—惹起される反応”は、実情においては、単なる象徴的結合性より以上である。けだし、無条件反応であれ条件反応であれ、単なる認知的な「能記—所記」性ではなく、情動的興起性・行動誘発性の“刺戟—反応”であり、「能起—所起」的であるのが実情だからである。——われわれの謂う「徴号的結合」の原基は、反射論的機制における情動的興起的・行動誘発的な“刺戟＝反応”結合に照応する。」146P (対話④)「徴号的結合という概念を象徴的結合とは別に立てるのは、記号論におけるシグナルとシンボルの区別と勿論関係する。——熊野純彦氏流にシグナル・シンプトム(徴候)・シンボルを三分する場合には、徴号は行動誘発性のシグナルと情動興起性のシンプトムとの

未分化的統合態と言うこともできる。がしかし、そもそも象徴的結合なるものは徴号的結合の構造内的契機を“射映的に截撮った”ものであるということに鑑みれば、徴号はむしろシグナル・シンプトム・シンボルの“未分化的統合態”と言うべきことになる。だが、徴号的結合ということは(象徴的結合ということも亦そうなのだが)、いわゆる“記号と意味との結合”を特殊的・派生的形態として存在可能ならしめる普遍的・基底的な構制であっても、狭義の「記号(「サイン」のルビ)」的能所結合ではない。」146-7P

(対話⑤)「特筆するまでもなく、記号的表現・理解の活動は、それ自体として行為の重要な一存在形態であり、亦、役割期待の表明・諒解、指令・受命、賞・罰などが記号的活動(言語活動を含む)を枢要な媒介的手段として営まれる。この故に、実践論にとって記号論・記号活動論が格別なアイテムになる。それは認識活動の場においても已に逸せない。著者はこのことを自覚している心算であり、第一巻の論脈内で既に、言語記号の機能性を「指示(指示かつ述定)・表出・喚起」の“入れ子型”の四機能的統合性として叙べ、記号的表現・理解の成立機序を対他対自的な「帰属」の構制にまで溯って基礎づけ、更に溯れば「直接的補完」「融合的同化」「補完的拡充」の構制から説き起こし、降っては市川浩・丸山圭三郎氏の“見分け”“言分け”の問題次元などにも関説しておいた。また、拙稿「記号論の哲学的次元」(雑誌『理想』一九八三年一月号所載。その後、丸山圭三郎氏との共著『記号的境界と物象化』情況出版、一九九三年刊に収録。))において所謂コードや規則随順の問題にも論及し、拙著『表情』(弘文堂、一九八九年刊)の第三章第三節「表情活動と交信」において、記号的表現・理解の諸機能の発生論的機序を「喚起・表出・指示・述定」の構制に即して概述し、言語的記号の成立機制や表現・理解の構制をも論じておいた。統辞論(「シntaxティクス」のルビ)や語用論(「「ブラグマティクス」のルビ」といった具体的場面の討究は遺憾ながらいずれにしてもまだブランクのままであるが、記号的表現・理解活動の基本構制と成立機序についての卑見は、既に第一巻の折々の論脈内で一応は叙べている。第一巻では、なるほど、主題的に論じられているのは指示機能と述定機能とについてである。が、表出機能や喚起機能についても一応は言及されている。)別著・別稿の参看を願うまでもなく、第一巻の想起を得られれば、喚起機能や表出機能についても特段の叙説は必要としない。実践論にとって記号論や記号活動論がいかに重要であるとはいえ、本巻は所詮「実践的世界の存在構造」論なのであるから、記号および記号的交信活動について主題的に立入るには及ばないであろう。」147-8P

(対話⑥)「爰では唯次のことを銘記しておきたい。記号としての記号の表出機能・喚起機能は、用在的世界の表情性現相一般の情動興発的表情性(声調や態度などをも含む広義の表情性)の(記号受信者の側での)感得に因ってである。一般的構制に即して言えば、実在的与件と意義的価値との徴号的結合、記号として記号の場合には、特殊的“人工的”な記号与件と特定化された情動的・行動的な意義的価値との徴号的結合、この構制においてそれが成立する。——但し第一章第二節で述べた通り、情感や行動は「実在」であり、(尤も、正確には、その都度すでに「財」であって“裸の実在”ではないのだが)、受信者の側で生起する情感や行動そのものがわれわれの謂う記号的「所起」なのではない。「所起」は「実在」ならざる「意義的価値」であり、物象化されて記号的「能起」と徴号的に結合している「情動価 または／および 行動価」である。所起としてのこの意義的価値が受信者において“実

現”される。「記号的呈示」と「興起・誘発」反応の特定化(Sコード的対応)の現成は条件反射の機制に俟つものと考えられる。」148P

(小さなポイントの但し書き)「読者の中には、著者が「生理学的に基礎づけようなどと」の存念はない」と言いながらも、条件反射を云々していることを見咎め、神経生理学的な機制に恃(「たの」のルビ)んでいるとの印象を懐かれるむきもあろうかと畏(「おそ」のルビ)れる。著者は、**第一巻終章**において既に述べておいたように、いわゆる神経生理学的説明なるものの認識論的“身分”を承知しており、原理的には生理学的説明とやらの恃む心算はない。しかし、それにもかかわらず、発達心理学的・発達行動学的に知見をも踏みつつ、行為に関する“発生論的”論考をおこなう場合では、いわゆる神経生理学的機制を勘考してしかるべきであると考え。このかぎり、**前章**などの行文においても已(「すで」のルビ)に反射論的機制その他を念頭に置いてきたが、**次篇中**での発生論的考察の場では屢々条件反射論に“拠る”ことになる。著者としては、その際に亦、一種の“随伴説”(epiphenomenalism)的な構制を前提にしているかのごとき論述法を採る所以ともなる。／此处がこの件について弁疏(べんそ)し、著者本来の立場からの逸脱・混乱ではない旨を記しておくに相応しい場所というわけでもないが、この場を藉(か)りて若干の自家了解を陳(「の」のルビ)べておきたいと念う。／条件反射と一口に言っても、古典的なそれもある。が、爰では或る一事を確説しておけば当座の間に合う。／古典的な条件反射の成立機序を簡略に述べれば、周知の通り、①条件刺激 CS を与え、それに引続き並行して、②無条件刺激 US を与え、③無条件反応 UR を起こさせる。この過程をしかるべく経験させると①の刺激を与えただけで③と同じ反応(このさいは③' 条件反応 CR と呼ぶ)が生じるようになる。この①→③' という、非本具的・非生得的な、つまり、後天的・獲得的な、反応解発が条件反射にほかならない。——②→③は本具的解発機構(ein angeborener Auslösungsmechanismus)が適合刺激によって解発されることで生起する所定の無条件反射であるのに対して、①→③'が生起するような生得的解発機構は存在せず、本具的には①→④(この④は③=③'とはおよそ別様な反応)という解発機構が存在するのみである。／茲において、末梢から入来した刺激が求心的に中枢神経系に到達し、そこから遠心的に過程が進行して、反応的行動が発現する「刺激→反応」の機構を想定するとき、②→③というA回路と①→④というB回路とは生得的な本具的機構上は合流していない筈であって、条件反射が成立したということは、A回路とB回路とが合流し、Bの流れの少なくとも一部分がAに流入するようになった所為(「せい」のルビ)だと考えられる。実験体験における①②の条件づけの状況においてA回路とB回路との連結が生じたものと察せられる。(この回路連結の神経生理学的機構としては、シナプス結合を措いてはありえないであろう。但し、そのすべてが新発芽やシナプス前性の伸長にもとづく新構造に負うとする必要はあるまい。両回路の同時的興奮による「シナプス効率」の向上に負う実質上・機能上の“新結合”というだけの場合も考えられうる。)近年の研究が闡(「あき」のルビ)らかにした神経細胞におけるシナプス結合の因型性に関わる可塑性・瞬発性に鑑みると、回路連結のこの想定は蓋然度が高いものと信ぜられる。／読者の中には、しかし、古典的な条件反射説に対するこれまた古典的な批判を想起して、例えば、初めて聴いた外国語の単語の意味がその場で直(「す」のルビ)ぐ判ったというたぐいの事例を挙げ、条件反

射理論というものは、いかなる神経生理学的な裏打ちを与えようとも、そもそも新規的反応行動の形成、行動学習の成立を説明する理論装置としては殆んど無用・無価値ではないか、と思われるむきもあるかもしれない。／是に対して著者としては、回路の凍結という条件反射理論の機制からすれば、初体験の場で直ちに条件反射が成立することもありえないことではないと考える。従って、いわゆる「洞見」(Einsicht)や「ああそうか体験」(Ach-So-Erlebnis)を持出して条件反射理論を批判した心算になるのは却って笑止である。——学史上の経緯顧みるまでもなく、実際問題として、第一回の試行で①→③'が形成されたと言えば、論敵は、それは条件反射ならずして、もともと無条件反射だったのだと、言い募ることであろう。条件反射論者たち自身の側でも、自説の正しさを立証しようとするさい、何回も施行してはじめてようやく形成されるたぐいの実験事例を挙示してきた。この間の事情は諒解できるし、初回の試行で生起した或る反射が無条件反射ならずして条件反射であることの実証は事実上困難である。だが、①→③'の回路が本具的は存在せず、①②の条件づけに俟って開通(つまり、①→④と②(註)→③の両回路が連結)したのだとすれば初回の体験で直ちに条件反射が成立したことを正当に主張できる。著者が、通常無条件反射とされているものの多くが既に条件づけられたものである可能性を強く指摘し、厳密な無条件反射はむしろ誕生以前の局面にしか存在しないであろうと折に触れて叙べて来た所以もここにある。実証的な立証の場面は措いて条件反射理論なるものの理論構制に即するかぎり、之は断じて妄論ではない筈である。／著者が行為の後天的・獲得的な形成に関する説明装置として条件反射理論を援用するさい、古典的なそれだけでなく、オペラント条件反応をも勘考することは言うまでもない。オペラント条件反応は、慾求・意慾に基づく行動と直接に関連し、行為の期待(Erwartung)や投企(Entwurf)とも関わるので、これについては後論のしかるべき文脈内で論及することにして、ここではまだ立入らないでおく。／ところで、条件反射論を援用するに方(「あた」のルビ)って著者としては、意識現象を生理現象に還元したり、意識現象を生理的機構の所産として遇したりするわけでは勿論ない。著者としては、しかし、神経生理学的説明装置を援用するさい、一定の神経生理的な機能的状態に一定の意識状態が“随伴”しているかのごとき描像に仮託する。これは裏返して言えば、いわゆる心理的状态・意識的状态にはある一定の脳神経生理的な機能的状態が一意的に「対応」しているという構制である。——ここでの「脳神経生理的な一定の機能的状態」なるものは脳中枢に局定されるものではない。が、末梢的状态だけでは意識的状态との対応性はず、für sich な意識的状态は中枢的興奮状態を要件とするものとする。——心的状態と物的状態とのあいだに因果関係を云々することはカテゴリー・ミステイクとして厳しく卻けられねばならないが、嚮に謂う「対応」は単なる「並行」ではなく、「脳神経生理的な状態」の方が規定的で、心理的状态が“随伴”するという扱いにひとまずしておこうという次第なのである。／斯かる“随伴”説式の扱いで以ては、心→身のオカルト的作用を排除したのは良いように見えても、却っていわゆる「心因性」の病気、「心身症」のごときさえ取零(「とりこぼ」のルビ)さざるを得なくなりはいないか。このたぐいの危惧を反面で生じるかもしれない。だが、この危惧は無用である。「心因性の身体現象」と謂われるものであっても、(例えば精神的な悩みが原因で胃潰瘍になるという場合、悩みという精神現象が直接に胃壁に作用して潰瘍という身体現象を生じさせるのではなく)、当の身体

現象(胃潰瘍)は生理的因果連鎖の終端であり、「心因」が肉体に影響する起点的現象は中枢にある。原因とされる心理状態と“直接的・第一次的な結果的生理状態”とが、中枢において“接合”している。が、ここにいう“接合”とは、よく考えてみれば、心理的状态と生理的過程との直截的な時間的継起ではない。というのは、こうである。謂う所の「心因」、この心理状態は、忽然として自生した自己原因ではなく、それ自身、その状態へともたらした“規定因”に先立たれている。この“先行的規定因”たるや、ひとまずは心理的状态であるにしても、嚮に暫定的・便宜的に設定した構制の下では、いかなる心理状態にもそのつど一定の中枢的生理状態が「対応」的に存在する。従って、「心因」にも先行的“規定因”を認めるかぎり、当の「心因」自体、先行的“(心理的)規定因”に見合う“中枢的生理状態”の終局的位相に「対応」(“随伴”)するものにほかならない。こうして、随伴説的な構制の下では、心因に“先行する規定因連鎖”と“後続する結果的連鎖”とは生理的状态的過程としては中断なく連続している。すなわち、「①生理的過程→②心理的状态→③生理的過程」というように①と③との間に②の心理的状态が時間的に挟まるのではなく、①と③とは連続している。①の終点＝③の起点という時点において、②の心理的状态を“随伴”するのである。(①および②もそれぞれ一定の心理的状态を“随伴”するが、論点を見え易くするため、これは省く。)——常識も心身医学も「心因」なるものを絶対的オカルト的自己原因とは考えないであろうから、“随伴説的構制”の埒内に納め得る。／著者が妥協的・便宜的に立てている茲での構制では、なるほど、実体的靈魂の作動性を主張する論者、「心」なるものの自己原因的自発性を積極的に主張する論者たちは、顛から話にならないと評することであろう。われわれも、いずれこのたぐいの論者との論判を必要とはする。がしかし、とりあえず、「心因性」を云為するにはしても、絶対的な自己原因性を別段主張するわけではない立場、「心因」それ自身が外的な感性的刺戟(言語的記号による聴覚的な刺戟のごときまでも含む)や内的な生理化学的刺戟、等々に“根差す”規定因に先行されていることを認める常識や心身医学や心理学など、これらの理説と応接するかぎりでは、蓋し“随伴説的な構制”のもとで議論を運ぶことが出来る筈である。」148-52P

(註)原文は「(2)」になっています。「②」の間違いとして校正しました。

第二段落——認識論的世界現相における意味的所識と実践の世界現相における意義的価値＝価値的所識との“種差”を闡らかにする 153-9P

(対話①)「偕、実在的与件が単なるそれ以上・以外の或るものとして妥当する所以の「意義的価値」、すなわち、実在的与件と徴号的に結合されている意義的価値、この「興発性の等値化的統一」の第二肢的契機は、それを抽離するかのごとき流儀で存在性格を検討するとき、イデアルな存在性格を呈することは第一章第三節において既に叙べた通りである。——駄目押しをするまでもなく、次の事に鑑みれば容易に納得が得られよう。興発性の等値化的統一と雖も、認知相においては、所与が所識として現前化するのであるから、そこでの所識たる意義的価値は第一巻で論定した所識一般の範に漏れない、ということが即ちそれである。所識は、所与がレアール(個別的・定場所的・変易的)であるのに対して、イデアル(普遍的・超場所的・不易的)な存在性格を呈する或るものであること、但し然(「そのルビ」)ういうイデアルなものが対象性として自存するかのように思念されるのは一種の物象化的錯認であること、このことは第一巻において縷説したところである。今爰では、

この論点それ自体を再説するには及ばないであろう。——爰での問題は、同じくイデアールな存在性格の所識といっても、認識論的世界現相における意味的所識と実践的世界現相における意義的価値＝価値的所識との“種差”を闡(あき)らかにすることである。」 153P

(対話②)「論者たちは、屢々、価値概念と単なる事実概念との相違を指摘して、価値概念の場合、善・悪、美・醜、聖・俗……というように、正価値と反価値とか概念対(「つい」のルビ)をなすことを述べる。事実概念であっても、例えば、大・小、強・弱、陽・陰、北極・南極、有理数・無理数……というように、正反の概念対をなすものは多数存在するのであるから、これは決定的な特徴的相違とまでは言えない。がしかし、価値概念の場合、必ず正反の概念対が見出されることが一応認められてもよく、そこに価値概念の特徴を探る手掛りを見出すことができるかもしれない。論者たちは、「自然—非自然」という事実概念に対して「自然—不自然」という価値概念対を持出したりもする。われわれ自身も第一章第三節で留意した通り、例えば、軟弱な男性(この一連のフレーズ、ママ)を評して「彼は男ではない」とか、女丈夫を評して「彼女は女ではない」とか、このたぐいの言い方が日常茶飯に通用している。殆んど全ての概念が、事実概念と価値概念との二義的な使われ方をするとと言っても過言ではないほどである。けだし、範型に適(「かな」のルビ)った政治家ではないという意味で「彼は政治家ではない」と言ったり、絵らしい絵ではないという意味で「彼のは絵ではない」と言ったりできるからである。が、このような用語法にあっても、価値概念的には、概念甲と非(不)甲とが、事実概念とは別次元で、概念対をなすことが認められる。事実概念とは別次元で、概念対をなすことが認められる。事実概念としての非甲というのは「甲ではないもの(甲以外のもの)」を消極的に指表するだけであるのに対して、価値概念としての非甲は「事実概念的には甲でありながら価値的には反(非)甲」という限定的かつ“積極的”な内包的意味を有っている。このことも一応認められてよいであろう。——著者自身は、価値的対立性に関して中立ゾーンを立てる処理法を採用する。例えば、善行でも悪行でもない行為、つまり善悪という価値対立性に関して中立的なゾーンにある行為、とりたてて美しいわけでも醜いわけでもない作品、つまり美醜という価値対立性に関して中立的なゾーンにある作品、こういった中立的ゾーンを設けつつ価値の体系を整理し、価値性判断や価値性推論を処理する。それゆえ、著者の立場では価値の正反对立性を単純・安直に云為するわけにはいかない。価値対立性に関して中立的といっても、それは特定の価値対立性に関してのことであって、端的に没価値というわけではないし、そもそも、特定の価値対立性に関しての中立的なゾーンなるものからして一種の価値的規定態である。価値的規定態であるにもかかわらず敢えて中立的・無記的と称示するのは、それがとりたてて正価値的でもとりたてて反価値的でもないと認定されるためであるから、謂わば定義的に、当の価値規定は正／反いずれでもない。当座の議論にとっては、しかし、正／反の価値対立性があってはじめて、これとネガティブな反照性において“中立的”価値規定なるものが措定されうるという事情に免じて、価値概念は正反对立対(「つい」のルビ)を特徴とするということにして議論を一步進めておくことも許されるであろう。——」 153-4P

(対話③)「では、価値概念における正反对立性は奈辺に存するのであるか？ 価値的正反性が対象に関わる態度(“認知的”“情動的”“即応的”態度)の正反性と雙関的であることは誰しも認めるであろう。主観—客観図式の下で旧来の理説が相分かれるのは、正反的対立規

定性を帯びた価値なるものが客観的に存在していて、主観の側がそれを受動的に認知するのか、それとも正反的対立性をもった価値意識が謂うなれば投射されるのか、主としてこの諒解を堯(たか)つてである。価値認識の能力に関しては、それを感性的な感得能力とするもの、特別な直観能力とするもの、理性的能力とするもの、など、様々な見解が存在するとはいえ、価値の認知・把捉は一種の受容であるとされる。(財の産出は主体的活動による創造・構成とされ、作品価値は謂うなれば創発的特性とされるにしても、価値の認知は受容的感受とされるのが一般である。)主観価値説の立場を採るものにあっても、価値を心理的状态にすぎないと見るもの、評価的作用性とするもの……等に分かれるとはいえ、日常的・直接的意識にとっては価値が対象性・对象的規定性の相で覚知されることは認める。(そこから一種の投射の機制が暗黙裡にせよ想定される所以となる。)主観価値説といえども、好悪の感情や正負の評価的作用には、機縁ないし対象として一定の对象的認知が介在することは否認しない。唯、認知対象それ自身は諸々の認知的特性を帯びているがそれら認知的特性はそれ自身として本来(つまり投射を俟つまでは)没価値的である、と主張する次第なのである。著者自身としては、そもそも主観—客観図式を止揚した地平において価値と世に呼ばれるものを把え返そうと試みるのであるから、いま爰で主観価値説および客観価値説を立入って検討する意趣はない。唯、議論を好便に運ぶ方略上、いわゆる正反的価値対象性の問題を顧慮しておこうというだけである。」 155P

(対話④)「読者の中には、ここで遮って、正と反の対立性ということは、事実の領界の全般を覆わないにしても、肯定判断・否定判断があらゆる対象について下されうことに鑑みれば、特に価値なるものの特性とは言えないのではないか、これを手掛りにして価値の特性を論じようという試図は顛から徒為ではないのか、この旨の疑義を懐かれるむきもありえよう。このありうべき疑義が、判断的肯定・否定の問題、等にも関わる限りで、応答を茲に挿むことにしよう。哲学的価値論においては、経済的価値のごときを慮外に措くかの風情のものにあっても、真・偽を価値に算入するものが多い。新カント派などは真偽という価値を範型にとしつつ価値論を展開したとさえ言える。が、真偽は単なる事実として扱って価値に算入しない立場も存在する。われわれとしては、この件をどう処理するのか。まずはこの先決問題から答えて行かねばなるまい。惟うに、事実という概念からして、単に仮構との対比で用いられる場合のほかに、虚偽に対する「真実」の意味で、つまり価値概念として用いられる場合もある。そして、この価値概念としての事実(=真実)・非事実(=虚偽=虚構)ということが判断における肯定・否定の態度決定とも関係する。著者としては第一巻で詳論した通り、判断的肯否の態度決定は、所与の施措定的事態に関して、他者の主張に対しておこなわれるものと観る。このさい、謂う所の他者は、生身の他人から非人称化された他者ひいては認識論的主観(いわゆる判断主観一般)次元での能識者まで、多次元的である。(認識論的主観性なるものは、実は、間主観性の物象化に俟つものであるが、詳しくコメントするには及ぶまい。)認識論的主観の肯定する事態が真、否定する事態が偽、として定位される以上、認識論的主観(との謂うなれば“合一”)を“僭称”しつつ遂行される判断的態度決定(肯・否)が真・偽の別を措定する所以となる。尤も、日常的既成意識においては、生身の他者の判断的主張に対して肯／否の態度決定をおこなうにあたって、真／偽なるが故に……という相で、真／偽が規準化されているのが普通である。これは、真偽(精

確には“事実的事態”)を基準とする一種の価値判断とみなすことができる。著者としては、真・偽をも価値に算入し、いわゆる事実判断と価値判断とを同類の構制で処理する立場を採り度いと念う。著者の執ろうとする立場にあっては、茲に、一方では正反的対立性が広く認められ、且つ同時に、他方では先述の大小、強弱……といった、単なる事実性の領界にも正反的対立性があること、剩え、価値(の特定対立性に関する)中立的ゾーンをも認める、という事情から、正反的対立性そのことで以ては価値の特性を十全にマーク・アップすることは期すべくもない次第となる。が、それにもかかわらず、正反的対立性に留目することは強ち徒為ではない。このことは、以下の行論それ自身が示す筈である。」155-7P

(対話⑤)「諸、今や、価値における正反的対立性の由って来たる所をも聞(あき)らかにしつつ、そもそも価値の何たるかを見定め、イルレアル＝イデアルな存在性格の価値なるものが物象化される機制についても再確認する段である。——われわれは既に第一章第三節の末尾近くにおいて、イデアルな存在性格の価値なるものが物象化された相で意識される機序についても一応は叙べておいた。必要な論点はそこにおいて一通り提示されているとも言える。がしかし、そこでは主観—客観図式に妥協する流儀で「価値意識作用—価値意識対象」という図式に仮託しつつ議論を運んだことに因由する限界性が遺されている。それゆえ、若干の重複を生ずることも厭わず、但し価値的正反性の成立する機序に絞り込んで述べることにしよう。」157P

(対話⑥)「実践的関心態度に展らける世界の現相は、認識論的射影における“単なる認知的現相”より以上であるが、価値性認知と雖も所与がそれ以上・以外の<所識>として認知されるという構制は免れない。(この構制の故に、上述した通り、用在的財態における<所識>たる「意義的価値」もやはり、イルレアル＝イデアルな存在性格を呈する次第となる。)如実の現認的態勢(これは主客分離を前提した“主観的意識態勢”ではなく、世界現相のフェノメナルな分節的現前態勢)は、錯分節的構造化を呈しつつも謂うなればゲシュタルト的な全一態を成している。が、反省的・分析的見地からはこれをさまざまな視角から分類的に規定することが可能であり、対自的にも、その都度の態勢は(先行位相・別位相から)示差的に区別されうる。われわれは第一巻においては、当の態勢をたかだか認識論的射影で扱ったため、肯定・否定(承認・拒斥)という態度性だけは視野に入れたものの、如実の積極的／消極的な態度性(歓好／嫌厭、撰取／貶置、渴仰／抑斥、促迫／禁制、追求／忌避、……といった実践的態度性)を配視しなかった。如実には、しかし、世界現相の展らけは、その都度すでに実践的態度性と相即的である。それは積極(正性)または消極(負性)を基調とする。——基調と限定するのは、中立(中性)的な場合も認められるからである。尤も、中立的と言っても、それは端的に没実践的な態度性なのではなく、実践的態度性の一形態と認めうる。……というのも、それは俗には“無関心”的態度性と呼ばれるにせよ、絶対的な無関心性なのではなく(もしそうであるなら、俗流的には言い方をすれば、抑々“それは意識にのぼることがない”であろう。)、一旦は緊張的な関心的態度性が生じたうえで(謂うなれば“これはことさらな対応を要しない”と“判って”)弛緩したものと目されうるからである。——積極(正)／消極(負)の態度性と相即的な全態の態勢において、構造的に現前化している「所与＝所識」成態は積極(正)／消極(負)を内自化した相で現識される。(所知項の側へのこの“内自有化”の機制についてはこれまで折々に縷説してきたので爰では再唱するに及ぶま

い。)然して、この積極／消極(正／反)の規定性が、資単なる認知的「所与＝所識」成態(「實在」)には欠如しているところから(この欠如は実は如実相からの捨象、認知相での“射映的截取”に因由するものなのだが)、ここでの累層的所識契機(つまり「實在の所与—意義的価値」における「意義的価値」という所識契機)の内自的規定性と見做される仕儀となる。価値の正反対立性はこの機制に由るものであり、価値とは当の機制において実践的関心態度性の内自化的累加を被った所識にほかならないのである。(中性的価値規定性の場合も同じ機制に由ってことさらに正でも反でもない実践的関心態度性が所識的契機に内自有化されているものと目されうる。が、われわれの立場にとっては、これを単なる欠如態として扱ったとしても別段支障は生じない。)」 157-8P

(小さなポイントの但し書き)「蛇足に類することも憚らず、学説史上の顧慮から次のことを茲に附言しておこう。——世界現相が現に展らけているフェノメナルな態勢は、われわれの見地からすれば当然のことながら、「現相的所与—意味的所識」成態(「實在」)の現前には尽きない。そこで、旧来の諸理説は、件の「三項図式」とも相即的に、情意的成分とか意識作用とかのレアールな陽陰がそこに存在するものと想定し、以って「實在」とは別種の“価値”をレアールな心態と“同定”したり、意識作用の“性格”が謂わば「投射」されたものと見做したり、これでは処理しきれないと自覚して、ないしは、日常的既成意識についての物象化された映現を追認する流儀で、価値なるものを自存的対象(独得の主観的能力で感受・感得・直観される対象性)であるとし、これの存在性格が通常の実在(「レアリティ」のルビ)とは別異であるところから、一種の形而上学的存在とか、非形而上的ではあるがともあれ理念的(「イデアール」のルビ)な存在とか、このたぐいの立言を事としてきたのであった。——「世界現相の現に展らけている態勢」を「主観—客観」図式、ひいては「三項図式」の概念装置で分析・説明止揚とする企図には学説史的経緯、溯って、それを使喉する体験的場での事情があること、これは第一巻第二篇において審らかに見た通りである。能知項と所知項とを存在的(「オンティッシュ」のルビ)に截断してしまえば、いわゆる意識作用なるものを挙示し、それに性格的種別を設け……という理説が生ずるのも謂われなしとしない。このたぐいの“理論的把握”“定式化”を機縁づけるに足る“体験的・内省的”現象が慥かに存在する。が、謬見は所詮謬見である。いわゆる評価的意識作用とそれの投射という謬見についてはあらためて論判に値しうべき点も絶無ではないにせよ、そこまでに蛇足に類する議論を伸ばすことは差控えよう。——われわれとしては、三項図式流の分断以前の場面を溯り、「世界現相の現に展らけている態勢」の全一態に定位しつつ、議論の抜本的な建て直しを企図している次第なのである。」 159P

第三段落——次節へのつなぎとして—実践的主体の各自的な現相性、その対他対自的な形成を論件とする 159-60P

(対話①)「本節での議論の範囲では、しかし、謂う所の「全一的態勢」の錯構造化に十全に立入っておらず、実践的関心性・態度性の帰属主体、価値現相の対他・対自的帰属、これの前梯となる謂うなれば前人称的な場面で意義的価値性の一般的構制を論件とした域に留っている。この不十全性を埋めて行くためにも、次節では早速にいわゆる内自的主体性の問題を視野に入れつつ、実践的主体の各自的な現相性、その対他対自的な形成を論件とする運びとしよう。」 159-60P

第一篇 用在的世界の四肢構造

第三章 用在的世界の四肢的相互媒介の構制

第二節 主体的二重性の形成

(この節の問題設定—長い標題①)「能為的主体の「能為者誰某」と「役柄的或者」という二肢的二重相の具体的な在り方は間主体的“協働”を通じて形成される。——能為主体人格のいわゆる内自的存在規定もいわゆる外自的存在規定も共に対他対自的な存在規定ではあるが、各々存在様態を異にするばかりでなく、両規定は形成機序の位相を異にする。——能為主体は間主体的な“応対”を通じて「<当在的主体>としての能為者誰某」という相へと人格的自己陶冶を遂げ、以って主体的行為はその都度すでに単なる *facio*(我は行なう)以上の *facimus*(我々が行なう)として営まれる。」 160P

(この節の問題設定—長い標題②)「曩(「さき」のルビ)にわれわれは第二章において、主体の「能作体—所作態」としての現相や人格の「内自的特性—役柄的規定」の現相をも配視したのであったが、そこでは他人の映現相を謂わば觀察的に記述する部面に比重をかけていた。今や、爰では自分の側の内省的分析も併せて主体的二重相の対他対自的形成を追究する段である。尤も、いわゆる人格が間主体的交渉を通じて形成される発生論的・発達論的過程を詳しく追跡することが本節の課題なのではない。主眼はあくまで存在構造にある。」 160P

第一段落——諸多の對他者的關係規定性における諸々の役柄的規定性を帯びた存在者
160-6P

(対話①)「能為的主体誰某本人なるものは、前章において一瞥したところでは、“装束的役柄”を脱着したり、“部署的位置(「ポジション」のルビ)”“位置的地位(「ステイタス」のルビ)”に出入りしたりする或る本体の相で表象されつつ、内自的な個体的特性をも具有している者と諒解されている。」 160-1P

(対話②)「惟えば、しかし、例えば舞台俳優は上演中の何々役を“脱ぎ棄て”た実生活においては誰某本人とされるが、その彼は座長であり・夫であり・父であり……、というように、對他者的にはやはり役柄存在者であり、役割主体であることを免れない。一般に、人はあれこれの役割存在であることから離脱できるとしても、一切の役割存在規定を同時悉皆(しつかい的に脱ぎ棄ててしまうことは叶うべくもない。役柄を脱着する“本人”なるものは、直ちには生身の一個体とは言えない。特定の役柄存在と区別して“当事主体本人”と称される者は、差当っては、およそ“実存的一个体”といったものではなく、諸多の對他者的關係規定性における諸々の役柄的規定性を帯びた存在者なのである。」 161P

(対話③)「自分自身について省察してみよう。私は父に対しての子であり、妻に対しての夫であり、子に対しての父であり、学生に対しての教師であり、医師に対しての患者であり、商人に対しての顧客であり、同僚に対しての同僚……、である、というように、共軛的な

役割他者に対しての役割存在者である。——世人(「ひと」のルビ)は、この私のことを妻帯者・父親・教師……というように述定的に規定するが、わたしは世人に対して夫だったり父親だったりするわけではない。それは、私のことを、政治学者は有権者、経済学者は消費者と規定するが、しかし、私は彼に対して有権者でも彼にとって消費者ではないのと同断である。——私は、諸々の對他者関係性において在り、アクチュアルには共軛的な相手に対して(für)その相手との共軛的な役割規定性における「役割存在」者である。」 161P

(対話④)「ところで、私は、私自身に対して(für=とって)は何者なのだろうか？ 私は、父に対しては子であり、子に対しては父であるにしても、私自身に対しては、父でもなければ子でもない。ピランデルロが劇中人物に語らせているように、私は私自身に対しては何者でもない。」 161P

(対話⑤)「人は反論して言うかもしれない。私は、まさしく私自身に対して(とって)私なのだ。私は汝にとっては汝であり、私は彼女にとっては彼であり、私が私であるのはほかならぬ私自身にとってなのである。——私にとって汝は汝なのであり、私にとっては彼女は彼女なのであり、私にとっては私は私なのである。云々。」 162P

(対話⑥)「この意見は、慧眼な読者には莫迦げて見えようとも「自己(自我) (「わたくし」のルビ)」という概念規定の根幹に絡む論点を孕んでいるので、敢えて検討を加えておこう。——私は、慥かに、汝に対しての汝であり、第三者たる彼女の視座からすれば彼である。「対して(とって)」という言葉の意味を、父親に対しての子、妻に対しての夫、という場合と同義に揃えるかぎり、紛れもなく、私は汝に対しての汝であり、私は彼女にとっての彼である。ところで、しかし、私は汝・彼・彼女・彼等に対して私である、という言い方もされる。この言い方では、私は汝に対して私である、私は彼女に対して私である、ということになり、先の規定(私は汝に対しての汝、私は彼女にとっての彼)と一見矛盾する。だが、この“矛盾”は、「対して」という言葉の意味が、先の規定と今の言い方とでは相違することに因るものである。私は汝・彼女・彼等に対して私であるという今の言い方においては、“対して”という言葉は単なる対比的区別しか含意しておらず、先の規定の場合のように「役割的對他規定性」を意味してはいない。(右の立言には、後に立帰って是正するように、ミスリーディングなモメントが孕まれている。が、さしあたっては右の言い方で押し通しておく。——尚、因みに一言しておけば、「我と汝」「我对汝」という言い方は、我と呼ばれる人物と汝と呼ばれる人物とを単に区別的に対置した域に留まるならば、およそ「出会い」や「交わり」を云々しうるものではない。人々はそこに共軛的な役割行動・期待・呼応の共互的關係を含意させ、つまりは、互いにとっての汝としての関係行為を含意させるかぎりにおいて「我と汝」という略号によってアクチュアルな共互對他者的な関係を表現する所以となる。)われわれは日常的用語「対して」の多義性に呉々も留意しなければならない。では、一体、私は私自身に対して私である、と言われるさいの「対して」はいかなる意味での「対して」であろうか？ ここでの「対して」は、先廻りして言うておけば、「私は汝に対しての汝(息子に対しての父)である」という第一の場合の意味とも、亦、「私は汝に対しての私(汝・彼女・彼等、其等に対しての私)である」という第二の場合の意味とも異なっている。「私は私(自身)に対して私である」と言うときに、よもや「私」と「私自身」とを別個体として区別化的に対比しているわけではあるまいから、ここでの「対して」は、ま

ず、第二の語義での「対して」とは別義である。翻って亦、私は私(自身)に対して私であるというのは、「私は汝に対して、汝にとっての汝という役柄存在者である」というのと同趣的に「私は私自身に対して、私自身にとっての私という役柄存在者である」という意味ではない。「汝にとっての“汝という役柄存在者”としての私」は、汝という別個体と実践的に関わるのに対して、「私自身にとっての“私という役柄存在者”としての私」とやらは、「私自身」と「私」とが別個体ではない以上、実践的に関わる相手個体を欠く。セルフアラレントな対自己役割行動(例えば後述のセルフサンクション)の余地があるにしても、それは所詮「父親に対しての子」「師匠に対しての弟子」といった第一の意味での「対して」とは別義と言わねばなるまい。こうして、「私は私(自身)」に対して私である」と称するさいの「対して」は、嚮にみておいた「対して」の二義とは別になる。」162-3P

(対話⑦)「今や、「私は私自身に対して私である」というありうべき論者の提題を「対して」の第三義をも見定めつつ、直接に検討する運びである。私が私自身に対して一定の役割的行動を演ずると立言するのが好便な場面が慥かに存在する。フロイド主義のように自我自身の内に複数的エージェントを立てる構図を選ぶかどうかは別として、いわゆる *internalization* (内在化)によって形成された自我が自分自身に対するサンクショナーとしての機能的役割を演じるといった立論の場合がその一例である。だが、そのような場面においても、役柄存在は、サンクショナーとして等々、具体的に規定されるのであって、「私にとっての“私という役柄存在”」というような抽象的規定性では空疎にすぎる。現に亦、論者が「私は私自身に対して私である」と称するさい、役柄存在を念頭に置いているわけではあるまいと思われる。——論者の提題は、一般化して言えば、「各自は各自に対して私である」という命題になろう。ここでの「対して……ある」とは *für jn.sein*、つまり、「誰々に……意識されている」の謂いとなる。各自は自分を意識している、各自は自分を自分として意識している、要言すれば、各自は「自己」認識をもつ、という委細である。(ここでは、統覚的な自己意識、すなわち、現に意識しているという自覚、意識しているということの意識、この意味での *conscience de soi* (自己意識が問題なのではない。論者が述べているのは、私という個体的な存在者の *Da und So Sein* についての意識、個体的な対象性認識であろう。)では、「私自身に対してある私」「意識されている私」とはいかなる存在者であるか？」163-4P

(対話⑧—第一段の分析的規定)「この「私」は、われわれの見地から分析的に規定して言えば、第一段としては、他の諸個体との対比的な区別における「この身」「この個体」の謂いであろう。が、この意味での「私」は、省みるとき、汝・彼・彼女・彼等・其等に対して(対比的に区別される)私、とされているのであって、「私自身に対しての私」と言い条、「汝・彼女……彼等……に対しての私」と同じになっている。というのも、有様(「ありよう」のルビ)は「(私は)汝・彼女……彼等・其等の諸個体と区別してこの個体＝私を意識している」という構制に帰趨するからである。但し、これはあくまで第一段の分析的規定にすぎない。この第一段の分析的規定の準位にあっては、実を言えば、「私自身に対して(対象的に意識されて)あるこの私」という個体は「汝・彼・彼女・彼等・其等に対して(区別的に対比されて)ある私」と規定するのはミスリーディングである。というのは、汝とか彼とかいう代名詞といえども、単なる個体指示以上の表意機能(「汝」とか「彼」とか認定される所以の意味

づけを表意する機能)を遂行してしまうからである。正確に言おうとすれば、今の第一段階では、各々が、ただか固有名で呼び分けられる準位であれらの個体(何某・誰某たち)との区別におけるこの個体「誰」としか指称できない。この誰(etwer)は——あの個体を汝と呼ぶのが過大であり、あれらの個体を彼等と呼ぶのが過大であるのと同様——「私」と呼んではまだ過大である。」 164-5P

(対話⑨—第二段の分析的規定)「第二段の分析的規定に進もう。「私自身に対してある(意識されている)私」は、単なる「この個体」「誰」という以上の規定性において相在する。だからこそ、それは単なる「この個体」「誰」と呼んで済まされるのではなく、まさに「私」として規定される。(発達心理学的に言っても、幼児が〇〇チャンとしか自称できない段階から、一人称代名詞を使用できる段階へ発達するのは一大劃期である。但し、代名詞の使用に先立って、“我”“汝”“彼”の対他的反照関係が或る程度までは自覚化されているであろうことを否定するつもりはない。)この個体は、眼前の別個体との一定の対他的役割的行為関係(汝=我関係)において「彼に対する私」として……自覚される。ここでの「私」という規定性は、その内容に立入ってみれば、まさに「汝にとっての汝」「彼にとっての彼」……という反照的規定の内自化されたものにほかならない。(この準位での対他的規定性「対して」は、嚮の行文中、第一の語義として扱った「役割的対他規定性」、つまり「父に対しての子」「師匠に対しての弟子」……というさいの「対して」に帰着する。)このような意味での「汝(彼・彼女・彼等)に対する私」が「私自身に対して(für=意識されて)ある」のである。」

165P

(対話⑩—第三段の分析的規定)「第三段。「私自身にとっての私」(「私自身に意識されている私」)は、決して単に、この個体が対他者的役割存在規定を附帯するという相に止まるものではなく、更にそれ以上の或る者である。(尤も、この第三段の規定は、第一・第二段において已(「すで」のルビ)にインブリシットには存在した規定性を明示的に述べるものとも言え、発達論上の新段階というわけではない。が、行論の方略上、敢えて第三段の規定という扱いに爰ではしたいと念う。)ここで対自化されるのは、先廻りをして陳べてしまえば、投企的行為の能動的遂行者としての私、である。(ここでの能為的主体は、“この身”の視座から見た私でありつつ、且つ、他者の視座から“見た”私、差当っては“被視的存在”としての私でもありうる。)」 165P

(対話⑪)「「私自身にとっての私」「私自身の自覚する私」は如上の三段的规定で尽きるものではなく、われわれはなお幾つかの「自己」規定に關説する必要がある。だが、当座の行論としては右に謂う第三段の分析的規定として対自化した相での私、すなわち、投企的行為の能知・能意・能動的な主体として内自化される相での私、これに止目しつつ、「能為者誰某」と「役割的或者」との二肢の二重性の対他對自的な存在構造の分析、ならびに当の二重相の形成の討究、これを主題的に進めておかねばならない。」 166P

第二段落——“内自的存在で且つ外自的存在である者”と謂うべき二重相での覚識
166-73P

(対話①)「能為的主体は「能作体的所作態=所作態的能作体」の相で対自化されるばかりでなく、対他的役割存在相でも対自化される。——われわれは前章第三節において、用在的世界の既成的“舞台場”に登場する人物は、固有の人格的特性を具えた内自的主体(能為者

誰某)が役柄的存在規定を帯びている者(役柄的或者)の相で現前することを確認したのであったが、このことは「私に対しての私」にも妥当する。——此处に對自化される能為的主体・人格的实践主体は、「他者の視座から見たこの“身”の對他存在」と「自身の視座から見たこの“身”の對他存在」との“複眼的視相の統一”というより、“内自的存在で且つ外自的存在である者”と謂うべき二重相で覺識される。」166P

(対話②)「われわれはこの二重相の構制と形成の討究を爰での課題とする。が、まずは嚮に暫定的に“確認”した「私にとっての私」の第三段規定、すなわち「投企的行為の能知・能意・能動的な主体として内自化される相での私」、これを前章第三節から“宿題”として持越した論点との絡みで少々検討する作業から着手しよう。」166P

(対話③)「用在的世界という“舞台場”に登場する人物は、自分をも含めて、「能為的誰某」と「役柄的或者」という二肢的二重相を呈するが、この「能為的主体」は各自「人格的特性」を有するという所見にまで前章で及んでいた。そして、謂う所の「人格的特性」とは、「一切の役柄的規定性を、延いては、一切の社会的規定性を“脱ぎ棄てた”“真裸の”人物の内自的特性・内自的個性という次元での固有性」として思念(「マイネン」のルビ)されることをも見定めておいた。——この思念相における「人格的特性」なるものは、まさに“身心統一”としての主体の特性と“同定”されうるであろう。けだし、それは一切の社会的規定性を捨象してなお残留する特性なのであるから、畢竟するに一種の自然的規定性の筈であり、詮ずるところ「精神的・肉体的」特性に帰着するであろう所以である。」166-7P (小さなポイントの但し書き)「尤も、謂う所の自然的規定性は、論理上、精神的または肉体的な規定性とされる“べき”であり、実質上は、人格的特性にとって肉体的規定性は問題外であって、もっぱら当該人物の精神的特性のみが勘考に値する、という主張もありえよう。欧米の近代哲学者たちは大抵がこの主張に与みするかもしれない。しかし、日本人の日常的思念にあっては、精神的なものと同体的のものを概念的に區別はしても、両者を機会的に分離してはしまわないのが常套であろう。／人格的特性、人格的個性を云々する際、男・女とか、老・若とか、これらの肉体的特質が人格的特性に規定因子として入り込むか否か。読者はどう決裁されるであろうか？ 男・女、老・若という概念は、純然たる肉体的な規定性を表わす場合と、一種の社会的な規定性を表わす場合との、二義性を帯びていることに注意しながら決裁して頂きたい。いずれにせよかなり微妙であろう。では、いわゆる「体質」はどうか。われわれ日本人は日常的には“人格的特性”の中に「気性」や「性向」を導入するのが普通のように見受けられるのだが、気性や性向というものは、純然たる肉体的特質でないことは確かでも、さりとて純粹に精神的なものでもあるまい。それらは、まさに「気」や「性」であり、むしろ、心身の分裂以前のないし統合以後的な相を含意していよう。／われわれ日本人が日常的に思念している「人格的特性」とは、まさに、具象的な現在相から一切の社会的對他規定性を剥奪しても残留する「人物の肉体的および／ないし精神的な個性的特性」にほかならないと言えそうである。——「肉体的および／ないし……」というさいの「／ないし」が切離されてはならない。もし切離すならば、そのときには、純然たる肉体的特質は、今日の日本人の日常的意識にあっても、必ずしも人格的特性とは認められないであろう。男・女、老・若……といった肉体上の特質は、それ自体が人格的特性なのではなく、それが精神的特質と不可分的と思念されるかぎりで

人格的特性に算入されるのであるように看ぜられる。」 167-8P

(対話④)「如上の了解層での「人格的特性」は、それが性質や機能と目されるかぎり、伝統的な存在観の発想に則れば、一定の基体＝実体に担われている筈だとされ、ここにおいて「人格的特性」を担う基体たる“人格の実体”なるものが立てられる所以となる。——人格の実体それ自体を丸裸で直接に認識することこそ不可能であるが、人格的特性という性質・機能に拠ってその現存を立言できる、と人々は思念する。——」 168P

(対話⑤)「偖、今やわれわれの課題は、斯くの如き思念相における「人格的特性」ひいては「人格の実体」なるものを批判的に再考し、それらの実態を見極めることである。」 168P

(対話⑥)「惟えば、「人格的特性は個体的一人物の固有性であり、時と所(情況)にかかわりなく一定であるからこそ、その一人物の人格的特性なのである」と一応は言うことができるにしても、人々は現実問題として「人格的特性」なるものを絶対的に不変不易な生得的・アプリアリな固定的特質と見做しているわけではない。人々は、人格的特性の具体相は一定の可塑性をもつものと了解しており、それは形成・陶冶されるものと了解している。「人物の肉体的および／ないし精神的な個性的特性」には生得的な“部分”も確かにあるであろう。しかし、現に見られる人格的特性の具体的な現相は後天的形成に多くを負っており、どこまでが生得的(「アプリアリ」のルビ)なものでどこからが後天的(「アポステリオリ」のルビ)なものであるか、截然と区別することは実際問題としてまず不可能である。言い換えれば、或る人物の純粹に生得的な特性なるものをそれとして取出して挙示することは不可能である。それにもかかわらず、人物は各自に生得的な自然的特性を有っていることが認められて宜(「よ」のルビ)い。但し、人格的特性と呼ばれるものが悉く生得的な特性だというのはない。人格的特性は、先天的特性を出発点にしてはいても、後天的に変様・形成されたものである。」 168-9P

(対話⑦)「人格的特性は、実生活の場において、わけても他人たちとの関わり方が、生得的特性によって制約されるであろうし、いわゆる後天的影響の蒙り方も生得的特性に因由する差異を生じうるであろう。しかし、人格的特性は可塑的であり、“同一”の生活場に内在する諸人物の人格的特性は収斂する傾向を見せる。」 169P

(対話⑧)「能為的主体の内自的規定性とされる人格的特性は、こうして不変不動なものではなく、可塑的ではあるが、それはあくまで主体の内自的規定性と見做され、行為現象の様態的特徴、外自的規定性とは区別される。人間行為は、われわれの広義の定義からすれば、その殆んど悉くが役割行動として営まれる。そして、役割行動というものは、その都度場面的条件、舞台的情況に応じて、その具体的様態は一回起的に特個的である。が、この行動という事件の特個的特徴は人格的特性とは呼ばれない。当の特徴をもたらす原因の一斑として行動主体の人格的特性が与(「あず」のルビ)かっているとは認められても、行動様態の特徴がそのまま人格的特性と見做されるわけではない。ところで、概念規定上は“同じ役割行動”であり、且つ、舞台的情況も“同じ”でありながら、行動様態に演行者各自の個性的特徴が認められる場合がある。というより、それが一般的である。このさいも、行動の外自的特徴はあくまで行動様態の特徴とされて、それがそのまま演行者の人格的特性とされるわけではない。がしかし、行動様態の演行者毎の個性的差異は演行主体の個性・特性に因由・照応するものとされ、それを“手掛り”にして行為主体の特性なるものが“把

捉”される。だが、ここに“把握”される“行為主体の特性”なるものは、そのまま直ちに狭義の人格的特性とされるわけではない。それは、さしあたり、斯々の役柄存在者たる限りでの当人の特性(「役柄者或者としての能為者誰某」の特性)であるとされ、端的に能為者誰某の内自的人格特性とされるわけではない。——われわれは「役柄者或者としての能為者誰某」の特性を広義においては人格的特性と呼ぶ。行文中すでにこの広義でも人格的特性という語を用いてもきた。しかし、狭義における人格的特性というのは、一切の役柄的存在規定性を捨象してもなお残留すると思念されている相での内自的特性の謂いである。——が、人々は、同一人物がさまざまな役柄行為を遂行しつつ、それらさまざまな役柄行為の遂行を通じて“横断的に”呈する個人的特徴、これに即して当該人物の「人格的特性」(狭義)を“取出”す。このようにして措定されるのが「人格的特性」であり、伝統的な実体主義的存在観のもとでは、それは“人格の実体”(これが直ちに靈魂的次元で考えられるかどうかは今措く)の内属性として位置づけられる。」169-70P

(対話⑨)「われわれは、以上、人々の思念(「マイネン」のルビ)する相での「人格的特性」なるものを、行為主体の対他的行為・役柄行為の場に即して“追認”する流儀で対自化してきた。しかし、読者の中には、人格的特性は単なる認知的場面で、謂わば対象物を観察する流儀において、把握できるのではないかと思われるむきもあるかもしれない。人物の顔貌的特徴や肉体上の特質など、観察的に認知できる特性が確かにある。それら直接的に観取される特性がそのまま人格的特性ではないにしても、それを“手掛り”にして人格的特性の認知がおこなわれうる。現に初対面の人物に関して、つまり、当人の行為様態など目撃することなくして、風貌・態度などから、その人物の人格的特性が把握される。この事実を否定するつもりはない。——著者は、第一巻の第三篇中で叙べた通り、いわゆる自然的事物にも個性・個性を認める。とあれば、一箇の自然的事物と見做された人物、つまり、単なる認識対象的射影相で截撮って見た人物、一切の実践的関心性を捨象したという建前で認知される対象的個物としての人物にも、個性・個性を否認しないのは理の当然である。(勿論、自然的“実体”、自然的“属性”とされるものについても、それらが反照的關係規定の物象化的結節であるとすることは、第一巻で縷説した通りであるが。)お望みとあらば、人物的特性なるものを自然物としての人物という個体に即して立てても宜い。——だが、苟(い)やしくも人格的特性と呼ばれるものは、人々がそれを一種の“自然的特性”(精神的または／および肉体的な特性)として思念しているにしても、単なる自然物的特性の謂いではなさそうに思える。それは、行動(態度・挙措・表情的表出などを含めての広義の行動)の規定的原因と見做される限りでのみ人格的特性に算入されるのではないか。つまり、人物の具えている自然的特性の全部ではなく、その中の、行動の在り方の規定的原因と見做される一部分のみが、人格的特性に算入されるのではないか。もしそうであるなら、それは通常の単純な自然的特性より以上の意義を有つ或るものと言わねばなるまい。では、初対面の人物に関して直截にその人物の人格的特性を観取するという事実は如何？ その場合でも、態度・挙措・表情的表出などの外自的行動が手掛りにされていることは今措くとしても、類似の自然物的特性を呈する別人たちからの類推といった“手続き”で当人の人格的特性が推察されるというのが実情であろう。この別人のケースからの類推(これによって人々はしばしば失態を仕出かすのだが)、これがおこなわれうるのは、別人たちにお

ける行動様態の個人的特性を手掛かりにして人格的特性を“把握”し、それと風貌その他の特性との一定の相関的対応性を既成観念として保有していることを俟っての筈である。とすれば、初対面の人物の人格的特性を“観察的”に認知するといっても、そこでの構制を掘り下げてみれば、嚮に“追認”した「行為主体の対他的行為・役柄行為の場に即して……」という構制に帰趨する、と言えよう。」170-1P

(対話⑩)「偕、議論を本線に戻して述べれば、人々が所謂“人格的実体”の“内属性”として思念している「人格的特性」は当の人物にとって生涯全く不変不動というわけではなく、それなりに変様・形成・陶冶されて行くものではあるが、その都度の行動にとっては既定的・既在的であり、且つ亦、その都度の行動の在り方を内自的に規定する要因である。人々はこのような相で人格的特性なるものを思念している。しかも、人々は狭義の人格的特性に関して、それは一切の社会的・文化的規定性を免れた内自的な自然的特性であるものとして思念している。——惟うに、同じ情況下での同じ役柄行為の様態の個々人的特徴を“説明”すべく措定されたものであるのだから、この理路からしてそれが純然たる内自的な自然的特性と見做されるのはトートロジカルである。だがしかし、われわれとしてはこの理路において孕まれてもいる論理的飛躍と即断を見咎めざるをえない。人格的特性やそれを支える人格的実体なるものは、再考してみれば然(し)のルビ)かく単純な代物ではない。」171-2P

(対話⑪)「厳密に言い出せば、同一情況下での同一役柄行為という際の同一性がそもそも保証さるべくもないが、今は百歩を譲っておこう。また、或る人物が或る役柄行為を遂行する際、彼は一般には、当の役柄存在者として既に陶冶された者として演行するのであって、真裸の主体として行動するわけではない。が、この点も譲って、恰かも真裸の生身で当該の役柄を装着するかのよう^①に遇することにしよう。このように譲る際に、“真裸”というのは、今問題の特定の役柄規定を一切免れている相の謂いでしかありえず、それが他種の役柄存在規定をも端的に免れているとは言い切れない。なるほど、狭義の人格的特性なるものを措定する手続においては、或る特定人物がさまざまな種類の役柄行為を遂行するにあたって“横断的に”呈する個人的特徴に止目するのであり、各種の役柄存在規定は“捨象”されてはいる。とはいえ、当人が各種の役柄行動の遂行を通じて“身につけた”ヒステレシス、謂うなれば各種役割行動の“沈澱的堆積”を免れない。この意味において“真裸の生身”と仮りに呼んだ主体は、実は、それまでの社会的行動を通じて変樣的形成を遂げた相で現相在する。(この機序があればこそ、人格的特性なるものは、先天的特性のままの不変不易なものではなく、変様・陶冶されて行く所以ともなる。)社会的行動履歴の“内在化”された“沈澱的堆積”規定性をも“自然的特性”と呼び続けたければ、それでも宜(よろ)のルビ)しかろう。が、しかし、それは対他的行為の場で“発現”するものであり、しかも、まさに人格的特性として対他的行為上の意義を有つものであり、いずれにせよ、生来の単純な自然的特質ではない。それは対他的対自的に一定の価値的有意義性を有つ或るものである。能為主体は“裸の主体”としてその都度の役柄を“装着”“演行”^②_(おち・くんだり)、実態においては斯かる規定性、単なる自然的特性より以上の規定性を具えた主体として行為するのであり、人格的特性と呼ばれるものは、単なる自然的特性より以上の斯かる規定性であるのが実態なのである。」172-3P

(対話⑫)「われわれは嚮に人格的特性なるものの広狭二義性を暫定的に区別しておいた。す

なわち、そこでは、「役柄的或者としての能為者誰某」の個性的特性を広義の人格的特性と呼び、「一切の役柄存在規定を捨象してもなお残留すると思念されている相での“能為者誰某の内自的な自然的特性”」を狭義の人格的特性と呼んだのであった。今爰において、しかし、此処の役柄存在規定ではなく、種々の役柄行為を“横断”する抽象的レベルでイデアリジーレンされた役柄存在規定、この意味での抽象的規定態でイデアリジーレンされた<役柄者或者>の次元に即して「<役柄者或者>としての能為者誰某の個性的特性」を最広義での人格的特性と呼ぶことにしてみても如何？ 人々の思念している“狭義の”人格的特性、つまり、“裸の主体”の内自的な人格的特性なるものは、実態においては、何と却って、右に謂う最広義での人格的特性にほかならないことをわれわれは識る。——誤解のないように願いたい。「<役柄者或者>としての能為者誰某」というのはあくまで「イデアール—レアル」な二肢的二重態であって、決して単なる<役柄存在>ではない。そこにはレアルな「能為者誰某」という契機が厳存する。そして、この構造内的契機を“自然物的実在”と呼ぶことも妨げられない。尤も、このものを以って狭義と称する“人格的特性”を“内属”せしめている“人格の実体”と見做すことの“権利”とその限界については、論決を後論(第三篇第三章)まで持越すことにする。が、仮令この“人格の実体”や“人格的特性”なるものが関係の規定性の反照規定的“結節”として捉え返されるとしても、そこに謂う「関係」なるものは強(「あなが」のルビ)ち社会的関係・役割的关系には尽きず、いわゆる“自然的関係”をも含むのであるから、著者の見地からすれば、前章でも断っておいた通り、「人格」なるものが“役割の束”に還元されることにはならない。「人格」は決して“役割の束”には尽きないのである。——」 173P

第三段落——能為主体の“内自的二重性”の形成を構図的に抽出する 174-9P

(対話①)「今や、以上の行文を通じて対自化した「<役柄者或者>としての能為者誰某」という主体的人格、この二重相成態の形成が論件とされる段である。——尤も、本節の頭初で限定した通り、発生論的機序の具象的な追跡は次篇の行論に譲らるべきであって、爰ではまだ課題外である。——因みに、右に謂う二重相成態は形成の所産ではあるが、既成的な局面での役割行動においては、当の二重相成態が既成化しており、能為の主体はそのような既成態として“役柄を装着”する構制を呈する。従って、そこでは、その都度の役柄存在規定が<役柄者或者>に“累加”される相を呈し、多重の構造を呈する所以となる。が、その都度の“役柄の装着”という部面は、既に前章においても必要最低限の論及を済ませており、詳しくは次篇で分析する予定であるから、爰ではこの部面を配視はしても、もっぱら能為主体の“内自的二重性”の形成を構図的に抽出するに留めよう。」 174P

(対話②)「偕、われわれは嚮に「私にとっての私」なるものの多義性(これには「反省的自己意識」における自己)「先験的資源における自己」など極めて多義的な含意がある)の中、とりあえず三義を区別し、その三義を三段階に分けて暫定的に規定しておいた。そこでの論点との関係で謂えば、主体的人格として対自化される私は、さしあたり他個体(他人物)との区別性における此の私であるが、その私は人格的特性という対他対自的な規定性を持って主体的人格として私にとってある。われわれが今爰で課題としているのは、この相での私の自己形成にもほかならない。」 174P

(対話③)「主体的人格の自己変様・自己陶冶の構制を図式的に言えば、——その都度の局面

において已に既成的な「<役柄者或者>としての私」が現場的役割行動を新たに遂行しつつ、
以ってヒステレシスを“堆積”して行くのであるが、「<役柄者或者>としての私」なる既成
態が形成されたのはそれまでの先行過程での役割行動を通じてなのであるから、原初的場
面にまで溯れば、生得的自然存在としての私が役割行動を通じて……という構制になり—
—ポイントは役割取得(role-taking)、役割演技(role-playing)に懸っている。これは、決して
単純に“他者の内面化”とか、況んや“一般化された他者の内面化”とか言って済ませう
るものではない。では、役割取得・役割演技を通じての自己変様・自己陶冶が如何なる機
制で進捗するのか。」174-5P

(対話④)「人格形成が役割取得・役割演技を通じて進捗する事実過程においては、賞・罰(「サ
ンクション」のルビ)という機制が介在する。——原理的な問題次元においては、そもそも
役割取得や役割演技が何故履行されるのか、賞罰が何故おこなわれるのか、人は何故サン
クショナーとしての役割行動を遂行するのか、このたぐいの根本問題から論究しなければ
ならない。だが、この件については別稿「役割理論の再構築のために」において少々立入
って論じておいたことでもあり、また、次篇の論脈内で必要最低限の論及をおこなう予定
でもあるので、ここでは短絡的に議論を運ぶことを許されたいと念う。——人格の陶冶は
賞罰の機制によって進捗すると言っても過言ではない程である。」175P

(対話⑤)「この際、賞・罰、すなわち、正・負のサンクションといっても、狭義のそればかり
でなく、広義での賞・罰が勘考されねばならない。人は、他人を別段賞したり罰したり
したつもりはなくとも、嬉(よろこ)んだり、嗤(わら)ったりしただけで賞罰の機能を果たす。
亦、人は自分が直接に賞罰を受けずとも、他人の受けている賞罰を目撃するだけで(後述の
「観念的扮戯」の機制により)賞罰を自身で“体験”する。あまつさえ、或る行動の成功・
失敗それだけで、それどころか、或る行動を上手(「うま」のルビ)くやれた、不手(「まず」
のルビ)くしかやれなかったというだけでも、一種の賞罰的機制を体験する。賞・罰は、狭
義のそれはもとより、広義のそれも、条件反射の機制(条件づけ、条件づけの強化・解除、
汎化・分化などの機制)によって、それを体験した主体の爾後の行動の在り方に規制的な影
響を及ぼす。そして、条件づけは、それが“内面化”されることにおいて、いわゆる「深
層催眠」の機制ともなって効(「はたら」のルビ)く。——サンクションによる矯正、条件づ
けは、さしあたっては外自的な行動様態に関わるとしても、それは反応の機制の在り方を
変様せしめ、以って内自的变化をもたらす。」175-6P

(小さなポイントの但し書き)「いわゆる躰(「しつけ」のルビ)は賞罰的機制の一形態である
が、躰によって人の特性的性格まだ変わるか否かをめぐっては古来議論のあるところであ
る。——そもそも、躰の効(「き」のルビ)く者と効かない者とがある。アリストテレス以来
の例を挙げれば、岩石を、上方に昇るよう躰ようとしても無効である。“本性(「フィシス」
のルビ)”に反するたぐいの躰は不可能と言われる所以である。——躰というものは、さし
あたり、外面的な行動を矯(「た」のルビ)めるものであって、直接的に“内面的人格”に干
渉するものではない、だが、一定様式の行動を躰によって習慣づけられると、当初には“内
面”と“外面”が乖離していても、躰(「や」のルビ)がては、その習慣づけられた行動様態
が“内面化”され“自発的な”性向となる。これは日常的な“経験的事実”であると言え
よう。この経験的事実を成立せしめる機序、すなわち、躰による習慣づけは、まさしく条

件反射理論に謂う条件づけにほかなるまい。条件づけは反応性向の在り方を変える。しかるに、反応性向の在り方が“人格的特性”として“把握”されるのが日常的な思念における理路なのであるから、条件づけによって“人格的特性”が変様するという道理となる。」

176P

(対話⑥)「サンクションというものは、そもそも、謂うなれば定義上、その対象となる行為の主体に、それ以後の諸行動に関して、鼓舞的／禁圧的な影響を及ぼすごとく対他者行為の謂いである。が、それはさしあたっては、所与の行為に関し、三つの着眼点に即した評価にもとづいて発動される。三つの着眼点というのは、(1)当該行為の志向的目的そのものの、ないし、目的志向的投企そのことに即して、(2)当該行為の過程的遂行方式に即して、(3)当該行為の理由性動機に即して、の三つである。これら、(1)、(2)、(3)は相対的に独立であって、目的は賞して方式は罰するとか、方式は賞して動機は罰するとか、等々の場合を生じうる。——サンクショナーは、発達心理学的・行動発達論的には、先ずは、対向的行為の当事他者であり、次では、環視的第三者である。(尤も、この環視的第三者は、彼が与件の行為の環視者であったかぎりでのみ第三者なのであって、賞罰的行為に乗り出した場面では、賞罰という対向的行為の当事他者に転成する。)更には、サンクショナーなる他者が“内面化”されて、行為者本人が自己分裂的自己統一の相で自己の行為に対して賞罰的に関わるようになる。亦、世にはサンクショナーとしての役柄を準専門的・専門的に担当する他者も存在し、昇華されて超在者の相で覚識されるサンクショナーも存在する。——という次第で、サンクションについて周到に論じようとするさいには、論件が多肢に亘らざるをえないのだあるが、爰では議論を極端に簡略化して、もっぱらサンクションが人格形成においてもたらす帰趨に目を向けることにしよう。」 176-7P

(対話⑦)「偕、前記の三つの着眼に即した価値評価に基づいて語の広義における正・負のサンクション(賞・罰)が発動される次第であるが、サンクショナーは正に価値評価した行為を賞し、負に価値評価した行為を罰する。サンクショナーの価値評価は、概(「おおむ」のルビ)ね、彼の内存在する“共同体”の価値基準に則って、当該“共同体”の成員たちのあいだで共同主観的に一致する相でおこなわれる。勿論、サンクショナーの価値評価は、個人毎のバイヤスを免れないし、時によっては、同じ所与行為に関して、サンクショナーたちの評価が岐れ、以って正・反逆のサンクションがおこなわれるような場合さえも生じる。(例えば、同じ行為を母親は褒め父親は叱るといったケース。——尚、分裂したサンクションに曝され続けると、いわゆる精神分裂症(ママ)に罹り、人格的分裂を生ずることが知られている。)がしかし、サンクショナーたちの価値評価は合致・一貫しているのが普通であり、若干の凹凸はあっても複数のサンクショナーたちによる多数回のサンクションを経ること、所与の“一定”行為の蒙る賞罰はほぼ“一定”する。」 177P

(対話⑧)「斯くして、能為的主体は、自分の内存在する“共同体”の価値基準に則って行為を評価され、“共同体”諸成員の共同主観的に一致する相での価値評価に基づいた賞罰を蒙ることを通じて、自分の各種行為(目的投企・行動様式・動機心態)の在り方を鼓舞・禁圧され、当該の共同体において正価値とされる相に行為の在り方を矯正され、負価値とされる相での行為を抑止される。——賞罰的外部規制は無抵抗に受容されるというものではない。人によっては、また、行為の種類によっては、強い抵抗を生じる場合が現にある。とはい

え、事実の問題として、殆んどの成員が大抵の行為に関して、賞罰的矯正や抑止を受容する結果になる。——これは条件反射の機制に因るものと念われるのだが、当人の意識においては、それが当為意識(Sollen-bewußtsein)という形で対自化される。」177-8P

(対話⑨)「当為意識という形でその一端が対自化されるに及ぶサンクショナルな条件づけは、催眠術に謂う所の「催眠」就中「深層催眠」や「暗示」にもほかならないのであって、それはいわゆる「自己催眠」「自己暗示」をも可能ならしめる。催眠・暗示は“背後に制裁(「サンクション」のルビ)を控えている命令”とも謂うべきものであって、幼児は「お兄ちゃんなのだから」「女の子なのだから」……とか、「お利口さんね」「良い子ね」……とか、こういう言い方での催眠・暗示にかけられる。成人にあっても、期待の眼差しなどに縁る催眠・暗示、延いては自己催眠・自己暗示によって、「軍人らしく」「教員らしく」「商人らしく」……、「将校らしく」「校長らしく」「番頭らしく」……、「男らしく」……「日本人らしく」……「立派な人物らしく」……自分の行動を律するようになる。——条件づけ・催眠・自己暗示は、差たっては外自的な行動を規制するものではあれ、上述の通り、“内自的”行動性向を変化せしめ、人格的特性の変様、人格的陶冶をもたらす。」178P

(対話⑩)「以上の行文においては論点が見え易くなるよう、サンクションによる「条件づけ」の機能や「暗示」の作用を強調したのであったが、そもそも役割行動を期待されてそれに即応的な反応行動をすることか一般が「条件づけ」の機能を果たすのだということを忘失してはならない。役割行動は、一般に、先に指摘しておいたごとき広義のサンクションを形影相伴う。が、広義のサンクションすら殊更には伴ったり背後に控えていたりほしくないように当人に思われるような場合であっても、およそ、期待を差向けられて反応行動をおこなうという機制は「条件反応」(中にはむしろ無条件反応と言ってよいケースをも含む)にほかなるまい。それゆえ、役割行動という“反応”が生じるその都度その都度に一定の「条件づけ」が生じる所以となる。尤も、その条件づけは恒に新種の条件づけというわけではなく、種類上は既成的な条件反応の「分化」や「汎化」にすぎないケースをも含む。が、まさに、この「分化」や「汎化」をも含めた条件づけにおいて人格的陶冶が進捗するのである。——という次第で、殊更にサンクションの覚識を伴わぬ場合において已(「すで」のルビ)に役割行動の遂行は人格的変様・形成・陶冶の過程にあるわけであるが、この過程に屢々制裁(「サンクション」のルビ)が加重されることにおいて、前述の通り「当為意識」の“内面化”が生ずるに及ぶ。」178-9P

第四段落——「人格」とは『<当在的主体>としての能為者誰某』の謂い 179-81P

(対話⑪)「われわれは嚮に、「抽象的規定態でイデアリジーレンされた<役柄者或者>」という苦肉の表現を用い、現実的・具体的な役柄演行者は、「<役柄者或者>としての能為的誰某」がその都度の役柄を装着するかのとき構制にあることを指摘しておいた。模式化すれば、『役柄者或者』としての『<役柄者或者>としての能為的誰某』という構制である。今や、しかし、先に<役柄者或者>と標記したイデアルな役柄者は、一人物が演行する諸々の役柄を横断的に通ずる単なる抽象的規定態といったものではなく、当為意識の内自化に俟つ<当在的主体>(das Sein-sollende Subjekt)とでも謂うべきものであること、このことが対自化できよう。それゆえ、これを用いて模式化すれば、能為的主体は『役柄者或者』としての『<当為的主体>としての能為者誰某』という構制を呈し、いわゆる「人格」とは『<当

在的主体>としての能為者誰某』の謂いとなる。」179P

(対話②)「茲に謂う『役柄者誰某』は、『軍人』／『商人』……、『男子』／『女子』……『日本人』／『国際人』……等々、諸多の種類と次元に亘るが、現実の能為的主体はその都度『役柄者或者』としての『<当在的主体>としての能為的誰某』であって、決して“純粹な(?)”『<当在的主体>としての能為的誰某』とやらではない。——が、今仮りに『<当在的主体>としての能為的誰某』という「人格」を抽離的に“取出し”たとして、それについて考えてみよう。この「人格」は単一の“共同体”内部においてさえ完全に同型的(isomorph)というわけではない。現実の「人格」は、無論、彼が軍人／教員／商人……等々であることに一対一的にそのまま対応して相違するものではないが、彼が如何なる種類の役柄存在者として閱歷し、如何なる種類の役柄存在者として陶冶されてきたかに応じて差異性を帯びるであろう。そこにはまた、先天的・自然的な特性が、後天的に大変様を遂げようとも、払拭され尽さずに、差異的因子として介在することであろう。(固定化された分業制が廃止され、各人がありとあらゆる役柄を演ずる社会を想定するとき、そこでは「人格」の同型化非常に進捗すると目されうるであろうが、そこにあってすら完全な同型化は達すべくもない道理である。)この限定化での“程度”の問題として言えば、しかし、その都度の役柄を“装着”する『<当在的主体>としての能為的誰某』達は、単一の“共同体”内部において相当に“同型化”を遂げる相に形成・陶冶されているのが現実の筈である。(彼等がもし別の“共同体”に内存在し、以って別様の役割行動を営なむとすれば、『<当在的主体>としての能為的誰某』という形式的構制こそ普遍的であれ、人格としての実質的な現相在は別様に成ることであろう。が、事実の問題として、同一“共同体”に内存在する諸人物の人格形成は<当在的主体>の契機に即するとき、相当に“同型的”であると言えよう。)彼等は、その都度の役柄(役割)実践に際して、まさに『<当在的主体>としての能為的誰某』として、当該“共同体”の価値基準に則り、当該“共同体”において共同主観的に一致して、「斯々然々に行為すべし」とされている相で、その都度の実践を遂行する。」179-80P

(対話③)『<当在的主体>としての能為的誰某』という相に形成・陶冶されている私、すなわち、『<当在的主体>としての私』の行為は、*facio*(我が行なう)には違いないが、共同主体的に“同型化”を遂げている主体の行為であることに鑑みれば、それは *facio* とは言い条、*facimus*(我々が行なう)という相にある。けだし謂う所の“同型化” *isomorphization* は社会学に謂う“一般化された他者の内面化” *internalization of the generalized other* に照応しているからである。(*facio* がその実態においては *facimus* であるとされねばならないのは、このような抽象談義の次元においてではなく、役割行為というものが一見“孤独な営為”の場合ですら、協働 *Zusammenwirken* の構制になっていることに徴してである。が、この次元については次篇の行文中で立帰って見定めることにし、爰では臆断に留めておく。)

180-1P

(対話④)「能為的主体・実践的主体は、用在の世界という“舞台場”における生活実践——それは殆んど悉く役割行動として営なまれ、大抵が亦サンクション(広義)を形影相伴い、条件づけの機能、催眠的暗示の作用を有つ——を通じて、斯くの如き『<当在的主体>としての能為的誰某』という人格的二重相に形成される。——「私にとっての私」は差当り斯様な人格的主体として対他対自的に現存在するのである。」181P

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 182 号」アップ(25/10/18)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年4月初めに1年ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害－反差別研究会のHP」のⅣ．F〔廣松ノート〕
<http://www.taica.info/hiromatunote.html>に『存在と意味 第一巻』をアップしています。
<http://www.taica.info/hironosoni.pdf>

(編集後記)

- ◆発刊態勢は月二回を「暫く」と言いつつ、常態化し維持しています。何とか月一に戻して、宿題に取りかかりたいと思っているのですが……。
- ◆巻頭言は、「戦後〇十年談話は、なぜ繰り返し出されるのか？」です。石破首相の「所感」が出されるに前後して、インターネットの番組で、「安倍談話も評価できる面がある」と聞き捨てならない意見が出ていたので、そこから色々な思いに繋がり、急遽挟む文を書きました。
- ◆読書メモは、〔廣松ノート（8）〕の『存在と意味2』の8・9回目。
第二巻は「実践的世界の存在構造」なのですが（ちなみに第一巻は「認識論的世界の存在構造」）、これは「廣松共産主義論」なのだとメモをとりながら、想ったりしています。この第二巻自体が、未完になっています。メモをとりながら、廣松理論の体系と広表を感じていました。

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこととらえ

返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

E メール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害一反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>